



島根県報

平成23年3月11日（金）
号外第26号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	3
島根県行政組織規則の一部を改正する規則	（ ” ” ）	4
島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（情 報 政 策 課）	5
看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則	（医 療 政 策 課）	5
島根県農業技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則	（農 業 経 営 課）	6
島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則	（斐 川 神 戸 休 閑 課）	7

公布された条例等のあらまし**◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第4号）**

1 規則の概要

知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

(1) 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例に基づく次の権限

- ア 開場時間の変更
- イ 休業日の変更
- ウ 施設等の使用の許可
- エ 許可への条件の付与
- オ 許可の取消し、許可に付した条件の変更又は使用中止の命令
- カ 別の納期限の決定
- キ 使用料の減免
- ク 使用料の全部又は一部の還付
- ケ スポーツ施設への入場の拒否又はスポーツ施設からの退去命令

(2) 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則に基づく次の権限

- ア 施設等使用（変更）許可申請書の受理
- イ 施設等使用料減免申請書の受理
- ウ 施設等使用（変更）許可書の交付
- エ 施設等使用料還付申請書の受理

2 施行期日

1の(1)のア及びイ並びに(2)のア及びイは公布の日から、1の(1)のウからケまで並びに(2)のウ及びエは平成23年5月15日から施行することとした。

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第5号）

1 規則の概要

- (1) 雲南県土整備事務所維持管理部の所掌事務にさくらおろち湖周辺スポーツ施設の維持管理に関するものを加えることとした。（第64条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第6号）

1 規則の概要

- (1) 島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正に伴う規定の整備（第1条・第2条・第4条-第7条・第9条・第10条関係）
- (2) 島根県情報公開条例の規定による公文書公開請求について、オンライン等を利用して行わせ、又は行う手続等に追加することとした。（別表関係）

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

◇看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第7号）

1 規則の概要

- (1) 平成22年度から平成25年度までの間に島根県の区域外に所在する看護師養成施設に在学する者（通信制の課程に在学する者を除く。）に対して貸与する資金（以下「特別資金」という。）の対象となる者に、看護師養成施設の最終学年の1学年前の学年に在学する者を加えることとした。（附則第2項関係）
- (2) 特別資金の貸与期間は、知事が貸与を決定した日の属する月（知事が特に必要と認めた場合は、当該貸与を決定した日の属する年度の4月）から当該貸与を決定した日の属する年度の3月までとすることとした。（附則第6項関係）
- (3) 貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県農業技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則（規則第8号）

1 規則の概要

島根県農業技術センター分析等手数料条例の改正に伴う規定及び様式の整理（第1条―第4条・様式第1号―様式第3号関係）

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

◇島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則（規則第9号）

1 規則の概要

- (1) スポーツ施設の施設等の使用許可等を受けようとする者が知事に提出する申請書の様式を定めることとした。（第2条・様式第1号関係）
- (2) 申請者に交付する許可書の様式を定めることとした。（第3条・様式第2号関係）
- (3) 施設等の使用料を減免することができる場合を定めることとした。（第4条第1項関係）
- (4) 施設等の使用料の減免を受けようとする者が知事に提出する申請書の様式を定めることとした。（第4条第2項・様式第3号関係）
- (5) 施設等の使用料の還付を受けることができる場合及び還付を受けようとする者が知事に提出する申請書の様式を定めることとした。（第5条・様式第4号関係）

2 施行期日

1の(1)及び(4)は公布の日から、1の(2)、(3)及び(5)は平成23年5月15日から施行することとした。

規**則**

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第4号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

第1条 行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表県土整備事務所の部採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則の項の次に次のように加える。

- 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例（平成23年島根県条例第15号）

- 1 第3条ただし書の規定により、開場時間を変更すること。
- 2 第4条第2項の規定により、休業日を変更すること。
- 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則（平成23年島根県規則第9号）
 - 1 第2条の規定により、施設等使用（変更）許可申請書を受理すること。
 - 2 第4条第2項の規定により、施設等使用料減免申請書を受理すること。
 - 3 第6条の規定により、必要な事項を定めること。

第2条 行政権限委任規則の一部を次のように改正する。

別表県土整備事務所の部島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の項に次の7号を加える。

- 3 第5条第1項の規定により、施設等の使用を許可すること。
- 4 第5条第3項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。
- 5 第6条の規定により、許可を取り消し、許可に付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずること。
- 6 第7条第2項ただし書の規定により、別に納期限を定めること。
- 7 第8条の規定により、使用料を減免すること。
- 8 第9条ただし書の規定により、使用料の全部又は一部を還付すること。
- 9 第11条の規定により、スポーツ施設への入場を拒否し、又はスポーツ施設から退去させること。

別表県土整備事務所の部島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- 4 第5条第2項の規定により、施設等使用料還付申請書を受理すること。

別表県土整備事務所の部島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- 2 第3条第1項の規定により、施設等使用（変更）許可書を交付すること。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成23年5月15日から施行する。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第5号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第64条第6項の表維持管理部の項各号列記以外の部分を次のように改める。

維持管理部（松江県土整備事務所にあつては第4号に規定する事務、第19号及び第20号に規定する事務のうちダム管理所の所掌に属するもの、第22号に規定する事務（第4号に係るものに限る。）並びに第24号に規定する事務を、雲南県土整備事務所にあつては第3号から第6号まで及び第9号に規定する事務並びに第22号に規定する事務（第3号から第6号まで及び第9号に係るものに限る。）を、出雲県土整備事務所にあつては第24号に規定する事務を、県央県土整備事務所にあつては第3号から第6号まで及び第9号に規定する事務、第22号に規定する事務（第3号から第6号まで及び第9号に係るものに限る。）並びに第24号に規定する事務を、浜田県土整備事務所にあつては浜田港湾管理所の所掌に属する事務、第4号に規定する事務、第19号及び第20号に規定する事務のうちダム管理所の所掌に属するもの並びに第24号に規定する事務を、益田県土整備事務所にあつては第24号に規定する事務を除く。）

第64条第6項の表維持管理部の項に次の1号を加える。

- (24) さくらおろち湖周辺スポーツ施設の維持管理に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第6号

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「知事等」を「県の機関等」に改める。

第2条第2項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「知事等」を「県の機関等」に改め、同号を同項第2号とする。

第4条第1項各号列記以外の部分中「知事」を「県の機関等」に改め、同項第1号及び第2号中「知事等」を「県の機関等」に改め、同条第2項中「知事」を「県の機関等」に改め、同条第4項及び第5項中「知事等」を「県の機関等」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「知事」を「県の機関等」に改める。

第5条第1項中「知事等」を「県の機関等」に改め、同条第2項中「知事等」を「県の機関等」に、「知事の」を「県の機関等の」に改め、同条第3項中「知事等」を「県の機関等」に改める。

第6条、第7条及び第9条中「知事等」を「県の機関等」に改める。

第10条中「知事等」を「県の機関等」に改め、「知事が」を「県の機関等が」に改める。

別表島根県年金恩給支給規則（昭和48年島根県規則第36号）の項の前に次のように加える。

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）	第6条第1項	公開請求書の提出
---------------------------	--------	----------

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第7号

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則

看護学生修学資金貸与規則（昭和37年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

附則第2項第2号を次のように改める。

(2) 島根県の区域外に所在する看護師養成施設に在学する者（通信制の課程に在学する者を除く。）で、当該看護師養成施設の最終学年又は最終学年の1学年前の学年に在学するもの 月額50,000円

附則第4項中「最終学年」を「現に在学する学年」に改める。

附則に次の2項を加える。

6 附則第2項第2号の規定を適用する場合には、第5条の規定にかかわらず、第8条の規定により知事が貸与を決定した日の属する月（知事が特に必要と認めた場合は、当該貸与を決定した日の属する年度の4月）から当該貸与を決定した日の属する年度の3月までを貸与期間とする。

7 附則第2項第2号の規定を適用する場合における第17条の規定の適用については、同条第1号中「5年間」とあるの

は「3年間」と、同条第5号中「2分の5」とあるのは「2分の3」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県農業技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第8号

島根県農業技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則

島根県農業技術センター分析等に関する規則（平成18年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は食品」及び「、試験等」を削る。

第2条の見出し中「又は試験」を削り、同条中「又は食品」及び「又は試験」を削り、「「分析等」」を「「分析」」に、「分析等依頼書」を「分析依頼書」に改め、同条第4号中「、食品」を削る。

第3条中「分析等」を「分析」に改める。

第4条第1項中「分析等が」を「分析が」に、「分析等成績書」を「分析成績書」に、「分析等を」を「分析を」に改め、同条第2項中「分析等成績書」を「分析成績書」に改める。

様式第1号中「分析等依頼書」を「分析依頼書」に、「分析等を」を「分析を」に、

「分 析 等 の 内 容」を「分 析 の 内 容」に、

「収入証紙はり付け欄」を

「収入証紙貼り付け欄」に

改める。

様式第2号中

「分 析 等 成 績 書」を

「分 析 成 績 書」に、

「」 「」

分析等成績 を 分析成績 に、「分析等の」を「分析の」に改める。

様式第3号中「分析等成績書」を「分析成績書」に、分析等の内容 を

分析の内容 に、

収入証紙はり付け欄 を

収入証紙貼り付け欄 に

改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則をここに公布する。

平成23年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第9号

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例（平成23年島根県条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可等の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）の施設又は設備で条例別表第2に掲げるもの（以下「施設等」という。）の使用の許可を受けようとする者は使用を開始する日の5日前までに、当該許可に係る事項を変更しようとする者は速やかに、施設等使用（変更）許可申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(許可書の交付等)

第3条 知事は、条例第5条第1項の許可をしたときは、施設等使用（変更）許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 条例第5条第1項の許可を受けた者（第5条第1項第1号において「使用者」という。）は、施設等を使用するとき

は前項の許可書を携帯しなければならない。

(使用料の減免)

第4条 知事は、条例第8条の規定により、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額を減免することができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は心と体の相談センターにおいて知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものその他これに類するものをいう。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、施設等を使用する場合 使用料の額の2分の1に相当する額
- (2) 前号に掲げる者の介助者（原則として前号に掲げる者の人数と同じ人数までに限る。）が施設等を使用する場合 使用料の全額に相当する額
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が特別な理由があると認める場合 知事が別に定める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、施設等使用料減免申請書（様式第3号）を第2条の申請書を提出する際に知事に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第5条 知事は、条例第9条第1項ただし書の規定により、次の各号に掲げるときには、当該各号に定める額を還付することができる。

- (1) 使用者が、使用者の責めに帰することができない理由により施設等を使用することができなくなったとき。 使用料の全額に相当する額
- (2) 知事が、スポーツ施設の管理上特に必要があるため条例第6条の規定により許可を取り消したとき。 使用料の全額に相当する額
- (3) 施設等の使用開始の日の5日前までに使用の中止を申し出たとき。 使用料の額の2分の1に相当する額

2 使用料の還付を受けようとする者は、施設等使用料還付申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、スポーツ施設の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則中第1条、第2条、第4条第2項及び第6条の規定は公布の日から、その他の規定は平成23年5月15日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表面)

施設等使用 (変更) 許可申請書

年 月 日

様

住所又は所在地

(団体名)

代表者氏名

連絡先

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例及び島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の規定並びに使用条件に承諾のうえ、下記のとおり施設等を使用 (許可に係る事項を変更) したいので申請します。

記

使用日時		自： 年 月 日 時 至： 年 月 日 時	使用人数	名	
使用の目的又は内容					
区 分	単 位	使用料 (円)	使用時間		
自転車競技施設	会議室	午前 9 時から午後 1 時まで	630		
		午後 1 時から午後 5 時まで	630		
		午前 9 時から午後 5 時まで	1,260		
		その他の時間 1 時間	180		
	シャワー室	冷水シャワー 1 回 / 1 人	50	延べ	人
		温水シャワー 1 回 / 1 人	230	延べ	人
	外部電源	午前 9 時から午後 1 時まで / 1 か所	140		
		午後 1 時から午後 5 時まで / 1 か所	140		
		午前 9 時から午後 5 時まで / 1 か所	290		
		その他の時間 1 時間 / 1 か所	40		(最大 8 か所)
広場等		無料			
使用条件					
1 使用後は整理整頓し、原状に回復すること。 2 施設等を破損又は滅失したときは、速やかに係員に報告すること。 3 施設等の使用の際、使用者の過失により発生した事故については、県は責任を負わないこと。					

注 1 太枠の中を記入すること。

2 変更許可を申請する際は、交付された使用許可書を添付すること。

(裏面)

区 分	設備保有数	単 位	使用料 (円)	使 用 数	
自転車競 技施設附 属設備	放送機材	1 式	1 式 / 4 時間	130	
	決勝審判台	1 台	1 式 / 4 時間	110	
	周回表示器	1 台	1 式 / 4 時間	40	
	表彰台	1 台	1 式 / 4 時間	40	
	テント	5 式	1 式 / 1 日	850	
	ホワイトボード ※	1 台	1 台 / 1 日	30	
	長机 ※	20脚	1 脚 / 1 日	60	
	椅子 ※	20脚	1 脚 / 1 日	30	

注 1 太枠の中を記入すること。

2 ※印については、屋外で使用する数量のみ記入すること。

様式第2号（第3条関係）

（表面）

施設等使用（変更）許可書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった施設等の使用（許可に係る事項の変更）について下記のとおり許可します。

記

使用日時		自： 年 月 日 時 至： 年 月 日 時	使用人数	名	
使用の目的又は内容					
区 分	単 位	使用料（円）	使用時間	金 額	
自転車競技施設	会議室	午前9時から午後1時まで	630	円	
		午後1時から午後5時まで	630		
		午前9時から午後5時まで	1,260		
		その他の時間1時間	180		
	シャワー室	冷水シャワー 1回/1人	50	延べ 人	円
		温水シャワー 1回/1人	230	延べ 人	円
	外部電源	午前9時から午後1時まで/1か所	140	円	
		午後1時から午後5時まで/1か所	140		
		午前9時から午後5時まで/1か所	290		
		その他の時間1時間/1か所	40		
広場等		無料		無料	

施設使用料	円
附属設備使用料（裏面より転記）	円
使用料合計額	円

減免申請	減免金額	円
有 ・ 無		

減免後の使用料合計額	円
------------	---

(裏面)

区 分	単 位	使用料 (円)	使 用 数	金 額
自 転 車 競 技 施 設 附 属 設 備	放送機材	1 式 / 4 時間	130	円
	決勝審判台	1 式 / 4 時間	110	円
	周回表示器	1 式 / 4 時間	40	円
	表彰台	1 式 / 4 時間	40	円
	テント	1 式 / 1 日	850	円
	ホワイトボード	1 台 / 1 日	30	円
	長机	1 脚 / 1 日	60	円
	椅子	1 脚 / 1 日	30	円

附属設備使用料	円
---------	---

使用条件

- 1 使用後は整理整頓し、原状に回復すること。
- 2 施設等を破損又は滅失したときは、速やかに係員に報告すること。
- 3 施設等の使用の際、使用者の過失により発生した事故については、県は責任を負わないこと。

使用条件 (付加)

注 施設等を使用する際には本許可書を携帯し、係員の求めに応じ提示すること。

様式第3号 (第4条関係)

施設等使用料減免申請書

年 月 日

様

住所又は所在地

(団体名)

代表者氏名

連絡先

施設等の使用料について、下記のとおり減免を受けたいので申請します。

記

使用日時	自： 年 月 日 時 至： 年 月 日 時	使用人数	名
使用の目的又は内容			
使用する施設等			
減免の理由			

本来支払うべき使用料の額	円
減免を申請する使用料の額	円

※ 事務所記載欄

結果	減免の可否	可 ・ 否
	減免の額	円
	特記すべき事項	

様式第 4 号 (第 5 条関係)

施設等使用料還付申請書

年 月 日

様

住所又は所在地

(団体名)

代表者氏名

連絡先

施設等の使用料について、下記のとおり還付を受けたいので申請します。

記

許可番号	
許可年月日	
還付理由	
既納の使用料	円
還付申請額	円
添付書類	(1) 施設等使用(変更)許可書 (2) 領収書

※ 事務所記載欄

結果	還付の可否	可 ・ 否
	還付の額	円
	特記すべき事項	